



一緒にアート作品を完成させよう

ART369プロジェクト アーティスト・イン・レジデンス

▶問い合わせ
ART369プロジェクト
実行委員会事務局
☎0287(62)7106

首都圏を中心に活躍するアーティストユニット「S+N laboratory」を招き、「アーティスト・イン・レジデンス」を行います。今回のテーマは「つなぐ」。黒磯駅前と板室温泉をアートで結ぶ参加型のプログラムです。

アーティスト・イン・レジデンスって？

アーティストを招き、滞在制作などを行うプログラムです。今回は、アーティストと参加者が共同で作品を制作します。



S+N laboratory (エス + エヌラボラトリー)

美術教育研究者兼美術家である西園政史と美術家榎貴美によって、2012年に結成。

ワークショップを中心とした活動をはじめ、プロジェクト、コラボレーション、美術協力など多岐にわたる活動を行っている。

活動の特徴として、人と街、そして社会との関係を持ち展開。参加型アートなどを中心に発表している。

《一緒に参加型アート作品を制作しよう！》

アーティストが不在のときでも参加できます。大人から子どもまで、自由に足を運んで一緒に作品をつくろう！

【つむぐプロジェクト】

「つむぐ」をテーマに、日々少しずつ増え広がり、その場を共有しながら空間を作りあげていく参加型アート作品

とき	ところ
8月5日(月)～31日(土) ※13日(火)、27日(火)は休み。 午前9時～午後9時30分	まちなか交流センター(くるる)

【黒板プロジェクト】

黒板塗料で塗られた造形物に、書いたり消したりを繰り返す中でつながっていく想いが「痕跡」となって表れる参加型アート作品

とき	ところ
8月5日(月)～31日(土) 午前10時～午後5時	板室温泉○△□ギャラリー

▶参加費 無料

▶その他 詳細はART369プロジェクトのホームページを確認してください



あなたの子育て経験を活かしませんか？

子育てボランティアの養成講座を開催

▶申し込み・問い合わせ
NPO法人 子育てほっとねっと(磯)
☎080(5979)5417

子育てボランティア(ホームビジター)が、就学前の子どもがいる家庭を定期的に訪問し、子育て中の親に寄り添っていきませんか。

ホームビジターってどんなことをするの？

利用申し込みのあった家庭を週1回2時間程度、4回を目安に訪問。お母さんの話を聞いたり、一緒に家事や育児をします。昨年度は13人が修了し、活動を始めています。

ホームビジター養成講座を あなたも受けてみませんか

▶ところ 市民活動センター

▶対象

子育て経験があり、全講座修了後にホームビジターとして活動できる人

▶定員 16人

※定員になり次第締め切り。

▶参加費 無料

▶申込期限

8月23日(金)



ホームビジター養成講座日程

とき	内容
8月30日(金) 午前9時30分～午後3時30分	ホームスタートの内容・意義を学ぶ
9月6日(金) 午前9時30分～午後4時	家庭・親・子どもを理解しよう
9月13日(金) 午前9時30分～午後4時	傾聴の意義と方法を学ぶ
9月20日(金) 午前9時30分～午後4時	ホームビジターの実務を学ぶ
9月27日(金) 午前9時30分～午後3時30分	地域連携について学ぶ
10月4日(金) 午前9時30分～午後4時	傾聴と協働について学ぶ
10月11日(金) 午前9時30分～午後3時	修了式・交流会
10月18日(金) ※時間は個別に設定。	個別面談



住民税非課税世帯(低所得世帯)と子育て世帯を対象に

プレミアム付商品券を販売します

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和し、地域の消費を下支えするために、住民税非課税世帯と子育て世帯に、プレミアム付商品券を販売します。1冊あたり5千円分(500円×10枚つづり)の商品券が4千円で購入できます。

対象となる世帯には、購入引換券の交付申請書などを個別に郵送します。

	①住民税非課税世帯	②子育て世帯
対象	世帯員全員が令和元年度分の住民税(均等割)が課税されていない世帯*1	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主
限度額	1人あたり2万円*2	対象の子ども1人あたり2万円*2
申請方法	8月下旬以降に郵送される申請書で個別に申請	申請不要
購入引換券	9月下旬以降に郵送	

※1 住民税課税者に扶養されている人(生計を一にする配偶者や扶養親族など)や生活保護受給者は対象外です。
 ※2 最大2万5千円分の商品券を、2万円で購入できます。
 ※3 ①②どちらの要件にも該当する場合は、両方の立場で購入できます。



内閣府
ホームページで
確認できます→



プレミアム付商品券

検索

《問い合わせ》

- | | | |
|--------------------|---------|---------------|
| ①制度に関すること | ☎企画政策課 | ☎0287(62)7106 |
| ②住民税非課税世帯の申請に関すること | ☎社会福祉課 | ☎0287(62)7135 |
| ③住民税非課税の確認に関すること | ☎課税課 | ☎0287(62)7121 |
| ④子育て世帯に関すること | ☎子育て支援課 | ☎0287(46)5533 |
| ⑤商品券・取り扱い店舗に関すること | ☎商工観光課 | ☎0287(62)7154 |



販売場所

購入引換券*が発行された人を対象に9月下旬に市役所本庁舎、西那須野庁舎、塩原庁舎、箒根出張所で販売します。販売日時は、購入引換券の郵送時にお知らせします。

※商品券購入の際は、引換券と現金が必要です。



取り扱い店舗

商品券を使用できる取り扱い店舗は、決まり次第、市ホームページに掲載します。



生ごみの量を減らすために

生ごみ処理機貸出や設置費補助を活用ください

▶問い合わせ
☎廃棄物対策課
☎0287(62)7301

《生ごみ処理機などの設置費を補助》

生ごみの量を減らすことができる機械式生ごみ処理機やコンポスト。市では、これらの設置費を補助しているので活用してください。

▶補助額 購入価格の半額(100円未満切り捨て)

・コンポスト：1世帯2台まで、1台あたり限度額6,000円

・機械式生ごみ処理機：1世帯1台まで、限度額40,000円

▶対象 同機器での補助金の交付を過去5年以内に受けていない市民

▶申請方法 機器を購入前に、下の申し込み先に問い合わせてください

まずはお試しで 生ごみ処理機を貸し出し

効果を体験してもらうため、生ごみの量を減らす機械式生ごみ処理機を貸し出しています。

▶貸出期間 6カ月以内で申請者が指定する期間

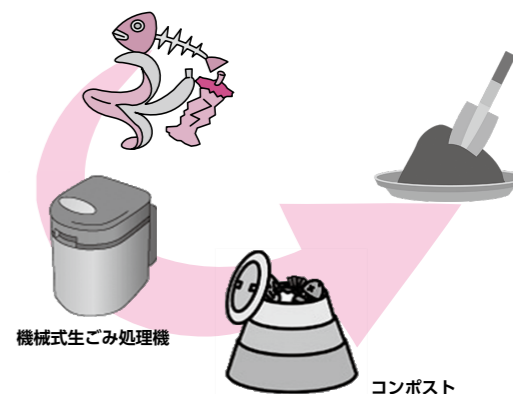
※貸し出しは原則、1世帯につき1台まで、1回限りです。

※予約状況により希望に沿えない場合があります。

▶対象 市民 ▶料金 無料

▶申請方法 電話か窓口で申し込み

※貸出日に申請書の受け付けと本人確認の上、貸し出します。詳しくは、申し込み窓口にお問い合わせるか市ホームページを確認してください。



機械式生ごみ処理機

コンポスト

※コンポストとは、生ごみなどを堆肥化する容器のこと。

《申し込み》

- | | |
|---------|---------------|
| ☎廃棄物対策課 | ☎0287(62)7301 |
| ☎市民福祉課 | ☎0287(37)5104 |
| ☎総務福祉課 | ☎0287(32)2988 |
| ☎箒根出張所 | ☎0287(35)2511 |